

長島町地域包括支援センターだより 「No.2」

高齢者虐待は人権侵害です！

「虐待かもしれない。」と
思ったら通報または届出を

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を冒す重大な人権侵害であり、誰にでも起こり得る身近な問題です。一人一人が決して、高齢者虐待を「しない」「させない」「見過ごさない」ためには、高齢者虐待について正しい理解と知識を持つことが必要となります。

虐待が起きる理由はさまざまで、介護する側、される側双方の不安や悩みを理解することが大切です。

ご近所に気になる高齢者介護をしている家族がいたら、ちよつとした声かけと、身近な人や近所のかたのさりげないねぎらいや気遣いが高齢者虐待防止につながります。

地域で支え合い、困りごとを抱えている高齢者や家族がいたら、地域包括支援センターなどへの相談を勧めましょう。

◎問い合わせ先

長島町地域包括支援センター

☎(86) 1153 「直通」

◆高齢者虐待とは？

65歳以上の高齢者に対して、高齢者を実際に養護している（金銭の管理、食事の世話や介護など、高齢者の日常生活に必要な行為の管理や提供）家族、親族、同居人などの養護者と、介護サービス事業所、養護施設、介護施設の職員などの要介護施設従事者がとる、次のような行為をいいます。

虐待は、ひとつの種類が単発で発生するとは限らず、複数の虐待が同時に行われている場合があります。

○身体的虐待

殴る、蹴る、つねる、無理やり食事を口に入れるなど

○心理的虐待

怒鳴りつける、ののしる、悪口を言う、無視するなど

○経済的虐待

日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせないなど

○介護・世話の放棄・放任

劣悪な住環境で生活させる、食事を与えないなど

○性的虐待

わいせつな行為をする、性的行為を強要するなど

◆介護負担の軽減

いつも介護をしている家族に「ありがとう」と感謝の気持ちを伝えましょう。介護者は、1人だけで介護を抱え込まず、無理をしない方法を家族みんなで話し合うなどお互い助け合いましょう。介護保険サービスなどを上手に使う方法です。

○通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）

日帰りで、食事や入浴などの介護や心身のリハビリテーションを受けられます。

○訪問介護

（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴、排せつなどの介護をします。

○短期入所

（ショートステイ）

施設などに短期間入所し、食事、入浴、排せつなどの介護や看護を受けられます（※介護者が休養したいとき、冠婚葬祭などで介護ができないときにも利用できます）。